

# シンガポールにおけるモデル契約書（技術検証契約書（AI編））を活用するに際しての留意点



Drew & Napier LLC

LIM Siau Wen  
Director, Intellectual Property

LIM Siau Wen は知的財産のスペシャリストであり、係争中および非係争中の知的財産問題に関して 20 年以上の経験がある。彼女は、これまでグローバルな商標、意匠、および特許ポートフォリオ管理について経験している。デューデリジェンス、交渉、ライセンスの草案作成とレビュー、フランチャイズ、販売と譲渡、守秘義務、販売代理店、信用枠、知的財産権に関連するコンサルタント契約など、知的財産商取引のさまざまな側面についてのアドバイスも提供している。また、彼女は、製品広告、ラベリング、およびブランディング戦略の問題にも精通している。

## 【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

本稿の目的は、参考記事の英訳を参照した上で、シンガポールの法律の観点から、シンガポール企業と日本企業間のモデル契約書「技術検証契約（AI編）」をレビューすることである。

## 【詳細】

### 1. コメントの前提

本稿の目的は、X社（「当事者A」）とY社（「当事者B」）間のモデル技術検証契約（AI）をシンガポール法の観点から検討することである。なお、一方の会社がシンガポール法人、他方の会社が日本法人であることを想定している。

ここに記載したコメントは、シンガポールの法律に基づく高レベルの基準に基づいて提供されている。記載したコメントは中立的なものであり、契約のいずれの当事者にも与するものではない。

## 2. 定義

「技術」とは、技術検証契約書（AI 編）（以下、「PoC 契約書」）第 1 条において、「当事者 A が保有する人体姿勢推定 AI 技術（映像・画像中の人体をマーカースで姿勢推定する AI 技術）」と定義される。曖昧さを避けるため、当事者 A は、PoC 契約書中でこの技術が何であることを明確にし、この技術に関する秘密情報が適切に保護されることを保証する必要がある。

「知的財産」と「知的財産権」は、PoC 契約書第 2 条で定義されているが、この 2 つの用語は重複している可能性がある。PoC 契約書ではどちらか一方の用語のみを使用することを提案する。また、当事者は、検証の目的のためにこれらの定義を拡張する必要があるかどうかを検討する必要がある。例えば、シンガポール法の観点からは、当事者は、法令によらない知的財産の使用またはそれに関連するコモントラ上の権利を享受することができ、また、他のコモントラの法域でも同様のことが適用される可能性がある。そのような権利が関連する可能性がある場合、当事者は、「知的財産」および／または「知的財産権」の定義にそれらを含めることが望ましい。

「個人情報」および「個人データ」は、日本の法令である個人情報の保護に関する法律の法定定義に基づいて PoC 契約書において定義されている。シンガポールの個人データ保護法 2012（2020 Rev Ed.）（以下「PDPA」）（<https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>）が適用され得るかどうかは、限られた背景情報からは明らかではないが、当事者は、PDPA の適用可能性および PoC 契約書内のこれらの定義を PDPA を考慮に入れて修正する必要があるかどうかについて、シンガポールの弁護士から助言を受けるべきである。

## 3. 検証

PoC 契約書第 3 条第 3 項により、当事者 A は、別紙 1 に定める検証期間後 1 か月以内に、当事者 B に報告書を提出しなければならない。別紙 1 にこの期間を定める場合、（PoC 契約書第 3 条第 2 項による）当事者 B が当事者 A にデータを提供するための期間および（PoC 契約書第 5 条に「当事者 A は、前条第 1 号に定める支払を受けるまで検証開始義務を負わず、本契約不履行に対する責任を負わない」

旨規定されているので) PoC 契約書第 4 条に基づく当事者 A への支払いに要する期間を考慮する必要がある。

#### 4. 共同研究開発契約の締結

PoC 契約書第 6 条第 2 項において、当事者 B は、「共同研究開発の段階に進むかどうかを検討し、報告書のチェック終了後 2 か月以内にその決定を当事者 A に通知する」ことを要求しているが、両当事者は、この通知義務を相互に課すべきかを検討することが望ましい。

#### 5. データの管理および個人情報の提供

PoC 契約書の第 8 条は、当事者 A による当事者 B からのデータの取扱いを規定する。当事者は、秘密情報に関する PoC 契約書第 9 条および個人情報の提供と使用に関する PoC 契約書第 10 条と重複がないか検討する必要がある。

PoC 契約書第 8 条第 3 項は、「当事者 A は、検証を行うために知る必要のある自己の役員及び従業員にのみ、本データを開示することができる」と規定している。当事者は、検証の目的のためにデータを開示することができる他の者が存在するかどうかを検討することが望ましい。例えば、データ仲介者、専門的または法的なコンサルタントおよびアドバイザー、親会社、子会社、独立した請負業者が含まれる場合がある。

PoC 契約書第 10 条第 4 項は、日本の法令である個人情報の保護に関する法律を遵守することを当事者 A に要求している。シンガポール企業は、同法に基づく権利と義務について、日本の弁護士から法的助言を受けることが望ましい。

上述のとおり、PDPA が適用されるかどうかは、限られた背景情報からは明らかではない。当事者は、PDPA の適用可能性および PoC 契約書（および／または当事者がその後締結する他の契約）に PDPA を考慮に入れるよう修正する必要があるかどうかについて、シンガポールの弁護士から助言を受けるべきである。

## 6. 技術検証（PoC）または共同研究開発の実施

PoC 契約書第 6 条第 2 項では、当事者 B が「本契約締結後 2 か月以内に PoC または共同研究開発契約の締結を希望するか否かを当事者 A に通知する」ことを求めている。両当事者は、この通知要件を相互に課すべきかどうかを検討することが望ましい。

## 7. 秘密情報の取扱いについて

「秘密情報」は、PoC 契約書第 9 条第 1 項において定義されている。この定義を分かりやすくするために、当事者が互いに開示される可能性があると予想される秘密情報のカテゴリーを明記することが望ましい。例えば、業務、価格、顧客、サプライヤー、ノウハウ、製品情報、営業秘密などに関する情報などである。また、PoC 契約書の存在とその条件も含めることが望ましい。

PoC 契約書第 9 条第 1 項の代替案として、以下のような記載が望ましい。

記載例：

The term “Confidential Information” refers to all confidential information directly or indirectly disclosed or made available by one party (hereinafter the “Disclosing Party”) to the other party (hereinafter the “Receiving Party”) in furtherance of the Purpose of the Verification whether disclosed or made available before, on, or after the date of this Agreement. Confidential Information shall include:

- (a) the fact that parties are conducting the Verification to decide whether or not to use the Technology in the Project with a view to executing a joint R&D agreement between the parties, and the status of the Verification;
- (b) the existence of this Agreement;
- (c) the terms of this Agreement;
- (d) any information relating to the Disclosing Party’s business affairs, operations, pricing, customers, suppliers, know-how, product information, data, or trade secrets;

- (e) any information, findings or analysis derived from Confidential Information;
- (f) any information, findings or analysis acquired through the Verification, including the information, findings or analysis in the Report;
- (g) any information that is clearly marked or identified as confidential;
- and
- (h) any information that is specified in Exhibit \*\*.

(参考訳)

「秘密情報」とは、本契約の締結日以前、締結日以降を問わず、検証の目的のために一方の当事者（以下「開示当事者」という）から他方の当事者（以下「受領当事者」という）に対して直接又は間接に開示又は利用可能とされたすべての秘密情報をいう。秘密情報には、以下が含まれるものとする。

- (a) 当事者間の共同研究開発契約の締結を目的として、本技術を本事業に利用するか否かを決定するために検証を行っている事実及び検証の状況
- (b) 本契約が存在すること
- (c) 本契約の条件
- (d) 開示当事者の業務、運営、価格、顧客、供給者、ノウハウ、製品情報、データまたは企業秘密に関するあらゆる情報
- (e) 秘密情報から派生するあらゆる情報、知見または分析
- (f) 検証を通じて取得した情報、知見または分析（報告書に含まれる情報、知見または分析を含む）
- (g) 秘密情報であることが明示されている情報
- (h) 別紙●に定める一切の情報

PoC 契約書第9条第4項において、「受領当事者は、検証を行うために知る必要のある自己の役員および従業員にのみ秘密情報を開示することができる」と規定されている。当事者は、検証の目的のために秘密情報を開示することができる他の者が存在するかどうかを検討することが望ましい。例えば、専門的または法的なコンサルタントおよびアドバイザー、親会社、子会社、独立した請負業者が含まれる

場合がある。PoC 契約書第 9 条第 5 項第 3 号は、「守秘義務を遵守することが法的に要求される者との協議」を目的とした開示のみを認めているため、支援の範囲は限定的であり、上記の第 5 項と同様に、他の者を含めるか検討することが好ましい。

PoC 契約書第 9 条第 7 項は、秘密情報の破棄または処分に関連している。当事者は、受領当事者が法律、当局、コンプライアンスまたは監査目的で秘密情報を保持することを要求される場合を含む、除外が必要であるかどうかを検討することが望ましい。

## 8. 報告書等に関する知的財産権

PoC 契約書第 11 条に関連して、当事者は、検証中に関与する可能性のあるすべての背景的知的財産（検証以前または検証の範囲外で生成された知的財産）を明確に特定し、当該背景的知的財産の所有権を保持しているかどうかを明記することが賢明であると思われる。これは、知的財産権の所有権に関して起こりうる紛争を回避するためであり、この方法を採用する場合、当事者は、背景的知的財産の開示を保護するために、機密保持の契約が必要であるかどうかを検討することができる。

また、両当事者は、互いの背景的知的財産の利用が知らないうちに第三者の権利を侵害する可能性がある場合に、契約書に表明および保証の記載が必要であるかどうかを検討することもできる。

## 9. 救済条項

PoC 契約書第 12 条は、契約違反があった場合の損害賠償に関するものである。当事者は、違反または予見的違反に対する差止命令に関する条項を設けるかどうかを検討することが望ましい。差止命令の許可は、シンガポールにおける衡平法上の救済措置である。強制執行の場合、そのような救済を認めるかどうかは、裁判所の裁量に委ねられる。

## 10. 準拠法および管轄裁判所

本 PoC 契約書のレビューは、シンガポール法の観点から実施した。このことから、PoC 契約書はシンガポール法に準拠することが望ましく、（訴訟を紛争解決の好ましい手段とする場合）当事者はシンガポール裁判所の専属管轄権に服することに同意することが望ましいとした。

両当事者が日本法および日本の裁判所を準拠法および管轄裁判所とすることに合意した場合（PoC 契約書第 15 条および第 16 条に規定）、シンガポール企業は、本 PoC 契約書および日本の適用法に基づく権利および義務について日本の弁護士に法的助言を求めることが重要である。同様に、本 PoC 契約書が、シンガポールの法律およびシンガポールの裁判所を準拠法および裁判管轄とするよう修正された場合、日本企業は、シンガポールの弁護士に法的助言を求める必要がある。

両当事者は、紛争解決の代替手段として、調停または仲裁を検討することができる。これらの代替的な紛争解決メカニズムの利点の 1 つは、そのような手続の秘密性である（両当事者が秘密保持に同意することを前提としている）。

当事者はそれぞれシンガポールと日本の出身であるため、仲裁は、両国の異なる法的伝統（シンガポールはコモンロー、日本はシビルロー）を考慮し、仲裁地、手続、法廷の構成などの側面について当事者が自ら決めることも可能である。

本 PoC 契約書は、さらなる共同研究開発契約の可能性を想定しているため、当事者は、さらなる共同研究開発契約の可能性にも適用されることを望む準拠法および管轄権を選択することが賢明である。

## 11. 協議による解決

PoC 契約書第 17 条がシンガポールで強制力を持つかどうか、あるいは確実性を欠くため強制力を持たない「同意するための合意」とであると判断されるかどうかは微妙である。当事者が PoC 契約書の履行に関連して生じる可能性のある問題を予期している場合、PoC 契約書内にすべての関連条項を盛り込む措置を講じる必要がある。

また、変更、包括合意、譲渡（PoC 契約書に基づく権利と義務を譲渡しないこと、これは PoC 契約書に「追加オプション」として規定されていることに注意）、および「本契約書に規定されていない事項、本契約に起因または関連する疑問」があ

る場合に適用されるその他の定型句に関する条項を PoC 契約書内に導入することが賢明であると思われる。

【参考記事】

- ・技術検証契約書（AI 編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/4fbf1caec35c1debf524db22e102d13a.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/f75f22eb9d773329e595dac887e1b811.pdf>

【ソース】

- ・シンガポールの個人情報保護法 2012（Personal Data Protection Act 2012（2020 Rev Ed.））

<https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）